

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続開始の公示
(建設のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成23年6月13日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 浦辺 信一

1. 業務概要

(1) 業務名 平成23年度景観検討業務(電子入札対象案件)

(2) 業務の目的

平成19年度に策定された「国土交通省所管事業における景観検討の基本方針(案)」をもとに、沖縄総合事務局開発建設部では「沖縄総合事務局・景観検討の基本方針」(以下、沖縄の基本方針という。)を平成21年7月に策定し、平成22年度から沖縄の基本方針を試行的に運用している。

本業務は、基本方針を運用しながら、問題となる課題を調査・分析し基本方針改訂に必要な検討を実施するものである。又、基本方針を運用するにあたり簡素化内容検討及び情報共有を図るための資料作成を行うものである。景観委員会等の運営・資料作成等については、事務局の運営等の補助・支援を行うものである。

(3) 業務内容

①沖縄の基本方針改訂に必要な資料収集及び検討

「沖縄の基本方針」により、平成23年度においても試行運用を実施し景観検討を行うものであるが、運用面で生じた課題(カルテチェックリストも含む)を下記のとおり調査し、沖縄の基本方針改訂に必要な検討を行うものとする。

1. 各事務所等並びに学識者委員からの意見・要望等を取りまとめる
2. 取りまとめた結果をもとに、課題の抽出及び分析、課題の解決策を検討
3. 沖縄の基本方針改訂案を作成

②沖縄の基本方針運用についての簡素化内容検討

簡素化内容検討

沖縄の基本方針を運用するにあたり、簡素化可能な内容の検討(基本方針の制約、カルテ記載項目内容の簡素化等)を行い、可能な内容について沖縄の基本方針改訂案に反映させる。

③情報共有資料作成

1. 沖縄県内における景観の良い事例、悪い事例を示した資料の検討
過年度作成された良い事例、悪い事例の資料を基に、事例に対する評価方法を検討し資料を作成するものとする。事例写真等については悪い事例の改善案の画像編集等も含むものとする。
2. 景観カルテ作成支援
景観カルテ記載内容について、昨年度の学識者委員からの意見・アドバイ

ス等をもとに、昨年度作成されたカルテの修正・追記等を行い、データベース化の資料とする。

④景観委員会等の運営・資料作成等

平成23年度モデル事業をもとに、沖縄総合事務局開発建設部景観委員会の運営・資料作成等を行うものとする。又、資料作成にあたっては事務所等から提出されたカルテのチェックを行うとともに、カルテの修正・追記等のカルテ作成の支援を行うものである。

景観委員会を3回開催、作業部会を2回開催する予定としている。

⑤打合せ協議の回数は3回以上とし、第1回及び成果品納入時の打ち合わせには管理技術者が出席するものとする。

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ・「沖縄総合事務局・景観検討の基本方針」の内容及び運用の簡素化を検討する際の着目点及び留意点について

(4) 履行期限 契約締結の翌日から平成24年3月30日

(5) 本業務は、低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等の試行業務である

(6) 本業務は資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- ③沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 設計共同体

- ①2. (1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年6月13日付け沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長が

ら平成23年度景観検討業務に係る設計共同体としての競争参加の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

②各構成員は実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置できること。

また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

③業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 専門分野別の技術部門登録の状況

(2) 同種又は類似業務等の実績、業務成績、業務表彰の経験の有無、事故及び不誠実な行為

(3) 配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務等の実績内容、手持ち業務状況
担当した業務成績、優秀技術者表彰経験の有無

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術職員の経験及び能力

配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務等の実績内容、手持ち業務状況
担当した業務成績、優秀技術者表彰経験の有無

(2) 業務実施方針及び手法

説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

(3) 特定テーマに対する技術提案

(4) 見積りの妥当性

5. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第一係

T E L 098-866-0031(内線2526) F A X : 098-861-3654

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成23年6月13日（月）から平成23年7月12日（火）まで

交付場所：電子入札システムにより交付する。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：平成23年6月23日（木）17時15分

②提出場所：上記5.（1）に同じ

③提出方法：（ア）電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

（イ）発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。持参又は郵送する際は、表封筒に「『平成23年度景観検討業務』に係わる参加表明書在中」と明記する。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：平成23年7月13日（水）17時15分

②提出場所：上記5.（1）に同じ

③提出方法：（ア）電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

（イ）発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。持参又は郵送する際は、表封筒に「『平成23年度景観検討業務』に係わる技術提案書在中」と明記する。

（5）技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日：平成23年7月27日（水）

6. その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金 免除。

（3）契約書作成の要否 要。

（4）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

（5）関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ

（6）2.（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2.（2）①に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）であっても5.（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

（7）詳細は業務説明書による。

7. Summary

（1）Official in charge of disbursement of the procuring entity:Shinichi Urabe,Director of Okinawa General Bureau,Cabinet Office
Development Construction Department Regional Development Bureau

（2）Subject matter of the contract :

Fiscal Year 2011 Investigation duties of landscape

（3）Time limit to express interests by electronic bidding system:23 JUNE 2011 17:15

（4）Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system:13 JULY 2011 17:15

（5）Contact Point for Documentation relating to the Proposal

: Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2-1-1 Omoromachi,

Naha-city Okinawa 900-0006 Japan
TEL 098-866-0031 ext.2526 Fax 098-861-3654